



栃木県公報

令和8(2026)年
6月9日(火)
第711号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 437
- 予定保安林..... 437
- 栃木県高等学校等修学資金に係る未収金の徴収事務の委託..... 439

公告

- 公共測量の実施..... 439
- 同..... 439
- 公共測量の終了..... 440
- 同..... 440

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し..... 440

正誤

- 令和8(2026)年号外第19号中..... 441

告示

栃木県告示第339号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和8（2026）年度分の補助金等から適用する。

令和8（2026）年6月9日

栃木県知事 福田 富一

保健福祉部の部医療政策課の款に次のように加える。

栃木県診療所等賃上げ支援事業給付金	賃金・物価上昇の影響を受けている診療等の従事者の処遇改善を図ることで、県内の診療所等を支援し地域の安定した医療提供体制を維持することを目的とする。	栃木県診療所等賃上げ支援事業給付金実施要綱（令和8（2026）年5月20日制定）に掲げる経費	知事が別に定める額	知事が別に定める者
-------------------	---------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------	-----------	-----------

（医療政策課）

栃木県告示第340号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8（2026）年6月9日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所

大田原市両郷字富士山385、924から926まで、927-1、928-1から928-3まで、929、字岩下裏960、字久保薄裏2184-1から2184-3まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市南方字田中610-1、611-1、612、613、617、619、620、622、623-1、625-1、625-3、626-1から626-3まで、627、628-1、629-1、630、633、634-1、634-4、636-1、636-3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那須町大字梓字山神648-108、653-2、653-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山神648-108・653-3 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第341号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年6月9日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

栃木県高等学校等修学資金貸与条例（平成14年栃木県条例第3号）の規定に基づき貸与した栃木県高等学校等修学資金に係る未収金の徴収業務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 名称

弁護士法人一番町綜合法律事務所

(2) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

(1) 指定をした日

令和8(2026)年5月1日

(2) 委託をした日

令和8(2026)年5月1日

4 委託期間

令和8(2026)年5月1日から令和9年(2027)年3月31日まで

(教育委員会事務局教育政策課)

公 告

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、渡良瀬川河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年6月9日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量（基準点測量・UAVレーザー測量）

2 作業地域

日光市足尾町地内

3 作業期間

令和8(2026)年5月18日から同年7月31日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下都賀農業振興事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年6月9日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量（一筆地測量）

2 作業地域

下野市薬師寺、柴地内

- 3 作業期間
令和8(2026)年5月20日から令和9(2027)年3月17日まで

○公共測量の終了

令和7(2025)年11月28日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、利根川上流河川事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年6月9日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量(数値写真(デジタル))
- 2 作業地域
利根川(利根川上流河川事務所管内)
- 3 作業期間
令和7(2025)年11月20日から令和8(2026)年3月31日まで

○公共測量の終了

令和7(2025)年12月26日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、足利市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年6月9日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量(水準測量(3級))
公共測量(数値図化(地図情報レベル1,000))
- 2 作業地域
足利市高松地内
- 3 作業期間
令和7(2025)年12月11日から令和8(2026)年3月10日まで

(監理課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり取り消したので告示する。

令和8(2026)年6月9日

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊男

名 称	所 在 地
医療法人社団双愛会 足尾双愛病院	日光市足尾町砂畑4147-2

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和8 (2026)年 号外第19号	19	24行	訓令	規則